

## 「がんばる地少協」事業助成金交付要綱

平成17年9月9日  
常任理事会決定

### (目的)

第1条 この要綱は、足立区少年団体連合協議会規約(以下「少連協規約」という。)第2条の団体が行なう、各々の地域の実情に即した、特色ある活動に対して、助成に必要な事項を定める。

### (助成対象事業)

第2条 助成対象事業(以下「助成事業」という。)は次に掲げる全てを満たすものとし、1団体1事業とする。

- (1) 主催事業または少連協規約第2条の団体が複数で行なう合同事業
- (2) 子ども会を活性化する事業
- (3) 地域特性を活かした事業
- (4) (1)～(3)以外で審査会が必要かつ適当と認める事業

### (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、予算の範囲内において審査会が算定した額とする。

### (助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「助成事業者」という。)は、次に掲げる書類をもって足立区少年団体連合協議会会長(以下「少連協会長」という。)に3月末日までに申請するものとする。

- (1) 「がんばる地少協」事業助成金交付申請書 ... 様式1
- (2) 「がんばる地少協」事業計画・収支予算書 ... 様式2

### (交付の決定)

第5条 少連協会長は、前条の申請を受理したときは審査会を設置し、審査会において助成金を交付することが必要かつ適当と認めるときはすみやかに交付額を決定し、「がんばる地少協」事業助成金交付決定通知書(様式3)をもって助成事業者あて通知する。

### (助成金の請求)

第6条 前条により通知を受けた助成事業者は、「がんばる地少協」事業助成金交付請求書(様式4)を少連協会長に提出する。

### (事業実施報告)

第7条 助成事業者は、事業終了後すみやかに次の書類をもって少連協会長に報告しなければならない。

- (1) 「がんばる地少協」事業報告書 ..... 様式5
- (2) 「がんばる地少協」事業実績・収支決算書 ... 様式6

### (助成金の経理)

第8条 助成事業者は、収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を随時提出できるようにしなければならない。

### (決定取消)

第9条 少連協会長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (指示)

第10条 少連協会長は、助成事業の執行について必要があると認めるときは、助成金の使途について必要な指示を行なうことができる。

( 審査会の設置 )

第 1 1 条 少連協会長は、第 5 条に基づき助成事業及び交付額を決定するために審査会を置く。

2 審査会は、少連協規約第 6 条の役員をもって構成する。

3 審査会は、少連協会長が召集する。

( 審査会の議事運営 )

第 1 2 条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、少連協会長の決するところによる。

3 少連協会長は、議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を徴することができる。

4 審査会の事務は、足立区少年団体連合協議会事務局がつかさどる。

( 運用 )

第 1 3 条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

( 改正 )

第 1 4 条 この要綱は、常任理事会の決定により改正することができる。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 9 月 1 0 日から施行する。